

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年9月1日～令和10年8月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。
男性社員・・・取得率30%以上

<対策>

- 令和8年10月～ 管理職を対象に、育児休業制度・取得促進に関する研修を実施
- 令和8年10月～（随時）育児休業取得対象となる男性社員へ、上司・人事担当者より個別に制度周知及び取得意向確認を実施

目標2：女性社員（有期雇用労働者を含む）の育児休業等取得率75%を維持する。

<対策>

- 計画期間中継続 妊娠報告時の個別面談・制度説明を実施
- 計画期間中継続 育児休業取得者の円滑な復職支援（復職面談、短時間勤務制度の案内等）を実施

目標3：全社員の時間外・休日労働時間の計画期間内の平均を毎月30時間未満とする。

<対策>

- 計画期間中継続 部署ごとの時間外・休日労働時間を月次でモニタリング
- 計画期間中継続 業務の平準化・応援体制により、特定の社員への偏りを防止

目標4：計画期間中、年次有給取得率70%以上を維持する。

<対策>

- 計画期間中継続 取得率の低い社員への個別声かけ、取得奨励